.5　代替的な設計及び配置の詳細な記述（設計及び提案された運用上のいかなる制限又は条件においても、使用される仮定の一覧表を含む。）

.6　代替的な設計及び配置が安全性能基準を満たすことを示す技術上の正当性

.7　提案に関連する潜在的な過失及び有害性の特定に基づく危険性の評価

4　代替的な設計及び装置の評価

4.1　3の規定によつて要求される工学的解析は、国際海事機関が作成する指針を考慮して、主管庁が評価し、及び承認する。

4.2　主管庁が承認した書類の写しであつて、代替的な設計及び配置がこの第三十八規則に適合することを示すものは、船内に備え置くものとする。

5　情報の交換

主管庁は、承認した代替的な設計及び装置に関連する適切な情報を国際海事機関に通報し、同機関は、すべての締約国政府に対しその通報を回章に付する。

6　条件の変更による再評価

代替的な設計及び装置に定める仮定及び運用上の制限が変更された場合には、工学的解析は、変更された条件の下で実施され、主管庁が承認する。

十三　第二―二章第一規則2.2に.5として次のように加える。（平成二十年七月一日効力発生）

.5　旅客船にあつては、二千八年七月一日後の最初の検査の日までにこの章の第五規則3.1.3.2及び3.4の規定に適合すること。

十四　第二―二章第一規則2.2の次に2.3として次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

2.3　二千二年七月一日以後に建造された船舶は、決議ＭＳＣ九九（七三）によつて採択された第九規則7.1.1、7.4.4.1、7.4.4.3及び7.5.2.1.2の規定に適合するものとする。

十五　第二―二章第三規則50の次に51及び52として次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

51　「海難時における安全区域」とは、居住性の観点において、浸水しない区域又は火災が生じた際に主垂直区域外にある区域であつて船舶内のすべての者の生命及び健康を災害から保護し、並びにこれらの者を基本的サービスを提供するために安全に収容することができるものをいう。

52　「安全センター」とは、緊急事態の管理のために供される制御場所をいう。安全システムの運用、制御及び監視は、安全センターの不可分の一部を成す。

十六　第二―二章第三規則52の次に53として次のように加える。（平成二十年七月一日効力発生）

53　「キャビン・バルコニー」とは、開放された甲板上の場所であつて、単一のキャビンの乗客が専ら使用するために備えられ、及び当該キャビンから直接通ずる出口を有するものをいう。

十七　第二―二章第四規則4.4中、「一次甲板床張り」の次に「又は二千八年七月一日以後に建造された旅客船のキャビン・バルコニーの一次甲板床張り」を加える。（平成二十年七月一日効力発生）

十八　第二―二章第四規則5.2.3の末尾に次の一文を加える。（平成二十年七月一日効力発生）

ただし、第九規則2.4.2.5に規定する範囲外の窓及び舷窓（げん）については、「Ａ―０」級が許容される。

十九　第二―二章第四規則5.2.4中、「第Ⅱ―一章第二十五規則9.2」を「第二―一章第十三―一規則2」に改める。（平成二十一年一月一日効力発生）

二十　第二―二章第五規則3.1.2.1の後段を削る。（平成二十年七月一日効力発生）

二十一　第二―二章第五規則3.1.3に次のように加える。（平成二十年七月一日効力発生）

3.1.3　旅客船における部分隔壁又は部分甲板

3.1.3.1　実用又は装飾の目的でいずれかの場所を区画するために使用する部分隔壁又は部分甲板は、不燃性材料のものでなければならない。

3.1.3.2　隣接するキャビン・バルコニーを仕切るために使用される内張り、天井張り及び部分隔壁又は部分甲板は、不燃性材料のものでなければならない。二千八年七月一日前に建造された旅客船におけるキャビン・バルコニーは、二千八年七月一日後の最初の検査までにこの規定の要件に適合するものとする。

二十二　第二―二章第五規則3.2.1.1の前段中、「業務区域」の次に「及びキャビン・バルコニー」を加え、同規定の末尾に、次の一文を加える。（平成二十年七月一日効力発生）

ただし、3.2.3の規定は、キャビン・バルコニーについて適用する必要はない。

二十三　第二―二章第五規則3.2.4.1に、.3として次のように加える。（平成二十年七月一日効力発生）

.3　キャビン・バルコニーの露出面（自然堅材による床面を除く。）

二十四　第二―二章第五規則3.3の次に、3.4として次のように加える。（平成二十年七月一日効力発生）

3.4　旅客船のキャビン・バルコニーにおける家具及び備品

旅客船においては、キャビン・バルコニーにおける家具及び備品は、当該バルコニーが第七規則10及び第十規則6.1.3に適合する固定式加圧水噴霧装置及び固定式火災探知警報装置によつて保護されている場合を除くほか、第三規則40.1から40.3まで、40.6及び40.7の規定に適合するものとする。二千八年七月一日前に建造された旅客船は、二千八年七月一日後の最初の検査までにこの3.4の規定の要件に適合するものとする。

二十五　第二―二章第六規則2を2.1とし、新たな2.1の次に2.2として次のように加える。（平成二十年七月一日効力発生）

2.2　二千八年七月一日以後に建造された旅客船においては、キャビン・バルコニーにおける露出面（自然堅材の床面を除く。）に使用される塗料、ワニスその他の仕上剤は、過度の量の煙及び毒物を生ずるものであつてはならず、火災試験方法コードに従わなければならない。